

国際基督教大学と松阪市との包括的な連携協力に関する協定書

国際基督教大学（以下「甲」という。）と松阪市（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携協力することにより、相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、協働による地域の課題解決、人財育成及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力をを行う。

- (1) 国際化及び多文化共生と、それに伴う人権に関すること。
- (2) 教育・生涯学習に関すること。
- (3) SDGs に則った環境の保全に関すること。
- (4) 地域参加及び地域交流に関すること。
- (5) 地域社会の活性化のための協働のまちづくりに関すること。
- (6) 研究とその成果に関する事項。特に、松浦武四郎記念館と湯浅八郎記念館との共同研究と活動に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項。

（連携協力の推進）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整を行なう担当部署を定めるものとし、情報共有を図ることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月11日

東京都三鷹市大沢三丁目10番2号
国際基督教大学
学長

岩切正一郎

三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市
市長

竹上真人